

おいしさDX共創コミュニティ規約

(名称)

第1条 本会は、おいしさDX共創コミュニティ（以下「共創コミュニティ」）と称する。

(目的)

第2条 共創コミュニティは、にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト（以下「共創プロジェクト」という。）を推進するため、対話による課題及びニーズの抽出、共同研究、研究成果の社会実装、食関連データベースの構築並びにAI開発における協働及び情報共有を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 共創コミュニティは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 共創プロジェクトに関する情報共有及び意見交換
- (2) 共創プロジェクトの推進に関する活動
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 共創コミュニティは、第2条の目的及び前条の活動に賛同する者により組織する。

(事務局)

第5条 共創コミュニティの事務局は、新潟市に置く。

2 事務局は、共創コミュニティ全体の運営に必要な連絡、調整等を行う。

(会議等)

第6条 共創コミュニティの会議は、必要に応じて事務局が招集し開催する。

2 共創コミュニティは、活動のために必要があると認める場合は、会員以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第3条の活動のうち、個別具体的な事業を円滑に検討し、及び実施するため、事務局が必要と認める場合は、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、必要に応じて共創コミュニティに報告を行うものとする。

3 その他、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(経費)

第8条 会議の出席にかかる旅費その他の共創コミュニティへの参加に必要な経費は、事務局からの提示がない限り、会員の自己負担とする。

(禁止行為)

第9条 会員は、プラットフォームの運営にあたっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 会員の資格を他に転売し、貸与し、又は譲渡する行為

(2) 共創コミュニティ、他の会員又は第三者の著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 共創コミュニティ、他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為

(4) 共創コミュニティの運営を妨げる行為

(5) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、もしくはそのおそれのある情報を他の会員又は第三者に対して提供する行為

(6) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(7) 事務局の承諾なく共創コミュニティの情報若しくは共創コミュニティが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(8) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為

(入会)

第10条 共創コミュニティに入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別に定める方法により、入会申込書を事務局に提出するものとする。

2 入会希望者は、入会申込書の提出にあたっては、次に掲げる事項に同意したものとみ

なす。

(1) 事務局は、住所、会社名、氏名、電話番号、メールアドレス等の法人又は個人を特定するために必要な情報（以下「会員情報」という。）を名簿等に登録すること。

(2) 共創コミュニティの運営上必要な場合に限り、事務局又は事務局が必要と認めた者が会員情報を利用すること。

(3) 事務局又は事務局が必要と認めた者が広報の目的で資料、ウェブサイトその他の媒体に会員情報を掲載すること。

3 会員は、前項第3号に規定する会員情報の掲載について、掲載を希望しない場合は、入会時又は入会後に事務局に同意を撤回する旨を申し出ることにより、自身の会員情報を掲載しないことができる。この場合において、事務局は、撤回の申出があった時以前に作成された当該会員情報が含まれる媒体の修正、回収その他の措置を行わないものとする。

4 事務局は、入会希望者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入会を受け付けないことができる。

(1) 共創コミュニティの目的又は趣旨に賛同していないと認められる者

(2) 第12条第2項の規定による会員資格の取消しを受けたことがある者

(3) 入会申込書の記載内容に誤記、虚偽記載又は記入漏れがある者

(4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) その他共創コミュニティへの入会が不相当と認められる者

（会員情報の変更及び退会）

第11条 会員は、会員情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

2 会員は、共創コミュニティを退会しようとする場合は、書面により事務局へその旨を届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が事務局に対して退会届を提出した場合は、当該会員は、会員資格を喪失するものとする。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員は会員資格を失うものとする。

(1) 本規約に違反し、又は共創コミュニティの信用を著しく害した場合

(2) 第9条に規定する行為を行った場合

(3) 会員が破産し、又は営業を停止した場合

(4) 第10条第3項の規定に該当することが判明した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、共創コミュニティの運営に支障がある場合その他事務局が会員として不適當であると判断した場合

(会員情報)

第13条 事務局は、共創コミュニティの運営上必要な場合を除き、会員情報を利用し、又は第三者に利用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体、又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(秘密を守る義務)

第14条 会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、共創コミュニティの運営に必要な事項は、事務

局が共創コミュニティに諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年2月26日から施行する。